

設計業務委託契約書（案）

設計業務名 富山大学附属病院中診・外来棟改修その他設計業務（設備）

委託報酬料 金 , , 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 , 円也）

発注者 国立大学法人富山大学 契約責任者 事務局長 鹿野 芳郎 と 受注者
との間において、上記の設計業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第 1 条 受注者は、別冊の設計業務委託特記仕様書に従い、設計業務を完了するものとする。

第 2 条 設計業務は、 において実施する。

第 3 条 設計業務の着手時期は、平成 2 5 年 月 日とする。

第 4 条 設計業務の完了期限は、平成 2 5 年 9 月 3 0 日とする。

第 5 条 契約保証金は納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証証券契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 委託報酬料（前払金を含む）は、2 回以内に支払うものとする。

第 7 条 委託報酬料は、金 , , 円以内の額を前払金として前払するものとする。
この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から 1 4 日以内にするものとする。

第 8 条 設計業務完了通知書は、国立大学法人富山大学施設企画部施設整備グループに送付するものとする。

第 9 条 委託報酬の請求書は、国立大学法人富山大学施設企画部施設企画グループに送付するものとする。

第 10 条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

第 11 条 受注者は、この契約の履行に際し、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、その他の目的に利用してはならない。

なお、契約期間終了後といえども同様である。

第 12 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（本契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 1 0 分の 1 に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 5 1 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、

本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第13条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 月 日

発注者 富山県富山市五福3190
国立大学法人富山大学
契約責任者
事務局長 鹿野芳郎

受注者